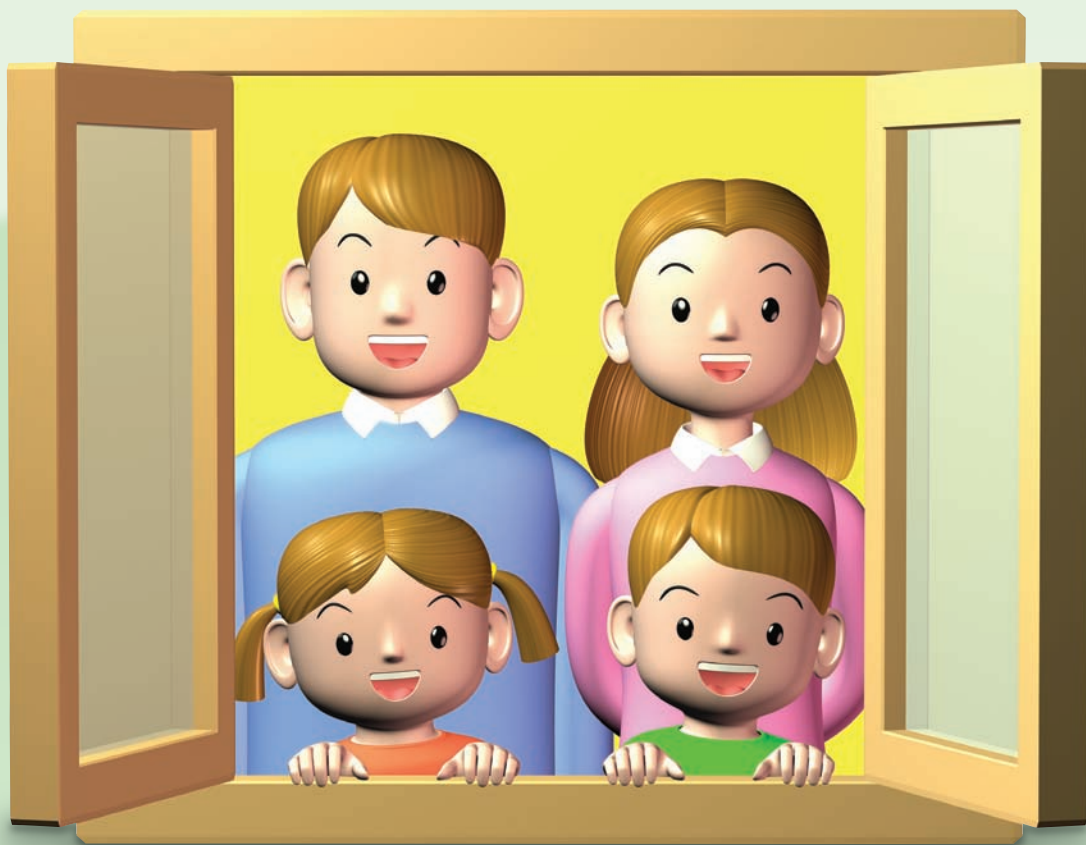


ワンランク上の企業の取り組み

～ 一般事業主行動計画の策定に向けて ～

事例集



厚生労働省委託 一般事業主行動計画策定等支援事業



三重県経営者協会

はじめに

平成21年4月1日より施行された「次世代育成支援対策推進法」の一部改正により、従業員101名以上の事業主にも「一般事業主行動計画」の策定並びに労働局への届出が平成23年4月から義務化されます。

三重県経営者協会は、平成21年4月より厚生労働省三重労働局からの委託事業として「一般事業主行動計画策定等支援事業」に取り組んでおり、平成23年4月の施行に向け県内企業への周知、セミナーの開催、コンサルタントによる巡回相談等を行っております。

本小冊子は、支援事業の一環として実施しました行動計画策定状況等のアンケート結果、県内企業の好事例紹介および計画、策定の参考となる資料を集約した小冊子です。

本小冊子の発行にあたり、アンケート、事例紹介にご協力いただきました事業主及び担当者をはじめ、作成にあたり貴重なご意見、ご示唆を賜りました「好事例集作成検討委員会」委員の皆様にご心より感謝申し上げますと共に、本小冊子が「行動計画策定」に向けた参考となれば幸甚に存じます。

平成22年1月 三重県経営者協会

「次世代育成支援対策推進法」の改正のポイント

■ 改正のポイント1

一般事業主行動計画の策定・届出義務企業が拡大

従業員	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義 務	義 務
101人以上300人以下の企業	努力義務	義 務
100人以下の企業		努力義務

■ 改正のポイント2

一般事業主行動計画の公表と従業員への周知が義務化

従業員	現 行	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義 務	義 務
101人以上300人以下の企業	努力義務	義 務
100人以下の企業		努力義務

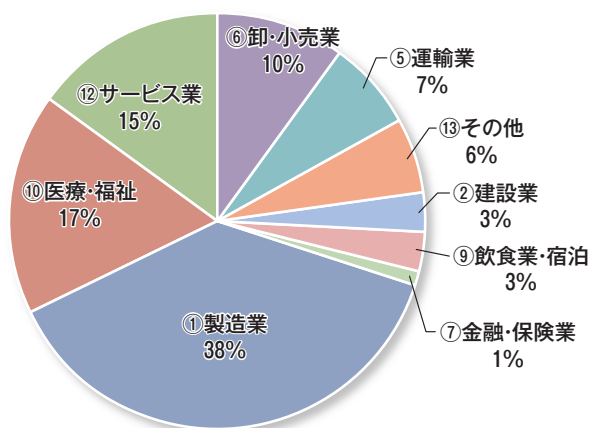
アンケート調査報告

I 調査概要

調査の目的	次世代育成支援対策推進法の一部改正により、一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が、平成23年4月1日から、常時雇用する従業員数が101人以上の事業主に拡大されます。2年後の施行を前に三重県内の対象企業において、一般事業主行動計画策定状況等を把握するためアンケート調査を実施しました。
調査対象	県内対象企業300社
調査期間	平成21年6月26日～平成21年7月31日（8月7日までの回答を含む）
実施方法	郵送による配布、FAXによる回収
回収結果	有効回収数 101社
有効回収率	33.7%

II 調査結果

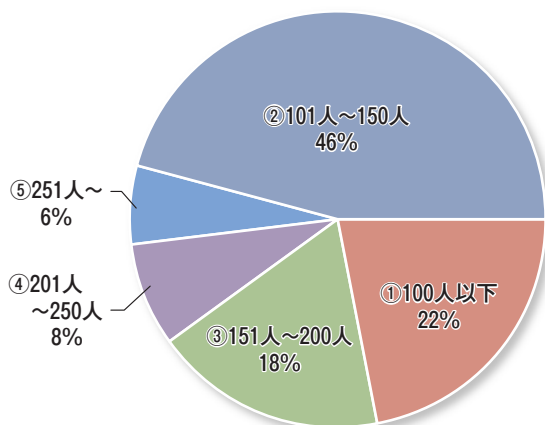
1. 業種内訳



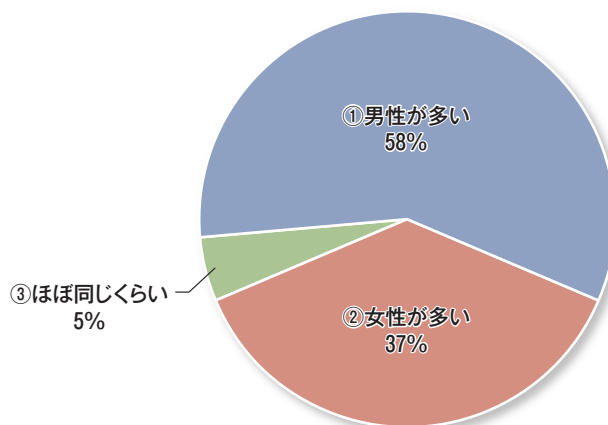
●業種

- | | |
|---------------|-----------|
| ①製造業 | ⑧不動産業 |
| ②建設業 | ⑨飲食業・宿泊 |
| ③電気・ガス・熱供給・水道 | ⑩医療・福祉 |
| ④情報通信 | ⑪教育・学習支援業 |
| ⑤運輸業 | ⑫サービス業 |
| ⑥卸・小売業 | ⑬その他 |
| ⑦金融・保険業 | |

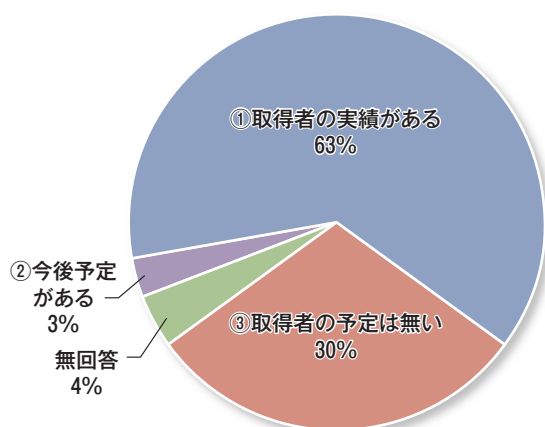
2. 従業員数内訳



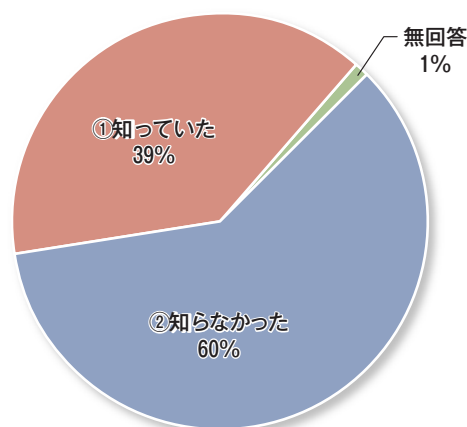
3. 男女比率



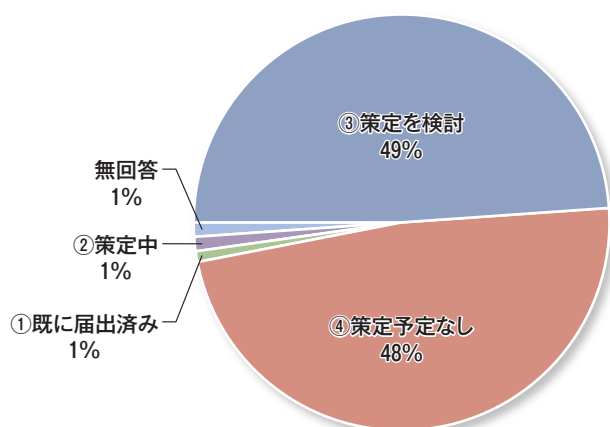
4. 育児休業内訳



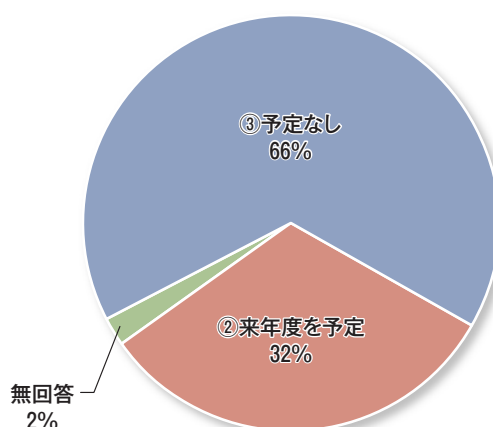
5. 法改正について



6. 策定・届出について



7. 届出の時期について（届出済みを除く）



8. 育児支援、ワークライフバランス等の取り組みについて（自由記述）

■ 育児支援

- ① 1年間の育児休暇または短時間勤務が出来るよう定めている
- ② 育児介護休業から復職後は原則休業直前部署
- ③ 1歳6ヶ月（要件あり）までの育児休業
- ④ 始業終業時刻を繰上げまたは繰下げる短時間勤務制度
- ⑤ 育児休業復帰後の短時間勤務取得
- ⑥ 3歳に達するまでの子を養育する者は、育児短時間勤務の制度の適用を受けることができる
- ⑦ 時間外労働制限・・・小学校就学前
- ⑧ 深夜業制限・・・小学校就学前
- ⑨ 託児施設の設置
- ⑩ 子の看護休暇
- ⑪ 小学1年生修了までの育児短時間勤務
- ⑫ 出産・育児等による退職者の再雇用
- ⑬ 育児支援のための短時間勤務者の雇用

■ワークライフバランス等

- ① 事業部署の毎年毎各月の時間外労働を少なくする様努めている。
- ② ノー残業月を実施している
- ③ ノー残業デーの設定（毎週水・金など）
- ④ 配偶者出産特別休暇
- ⑤ フレックスタイム制の導入
- ⑥ ワークシェアリング
- ⑦ 労働時間短縮推進委員会を設置し、長時間労働を出来るだけ少なくするよう努めている。
- ⑧ 結婚・出産等育児、介護事項に該当する場合は、本人に当社就業規則の出産、育児、介護制度によるメリットを説明し、利用するように努めている。
- ⑨ 誕生日休暇を1日設けている（パート社員を含め、6ヶ月以上勤務者全員）
- ⑩ ライフサポート休暇の設定
- ⑪ 仕事と私生活の充実の為の社内セミナーを実施している。
- ⑫ 経営トップが現場に出向いて、女性社員を含めた現場の要望等を聞くようにしている。

■その他

- ① アルバイト雇用で実務経験者の雇用
- ② 雇用確保のために休業を実施している。
- ③ 今は事業をしていく事で、精一杯です。経済が安定してきた時に色々取組んでいきたいと思えます。

※赤字の項目は、法律以上の取り組みに該当します。

Ⅲ 調査まとめ

業種については、設問13業種の内訳の中、9業種からの回答があり、製造業38%、医療・福祉17%、サービス業15%と上位3位までで、全体の7割を占める結果になりました。従業員数においては、100人以下の企業が22%を占め、昨今の経済状況による従業員の変動が、前回調査時との間で差異が生じていることが窺えます。男女比率については、男性が多い企業が約6割を占める中、育児休業の実績（予定を含む）は、7割近くの事業所で実施されている回答を得ました。

法改正の周知については、39%の企業が「知っている」と回答があり、まだまだ周知不足であることは否めない状況です。過半数の事業所において、策定に向けて取組を行っている回答が得られましたが、届出については、7割近くの事業所が未定の状況でした。

因みに唯一回答があった「既に届出済み」1社は、法改正以前より取り組んでいる企業でした。

オムロン松阪株式会社

【基本情報】

所在地：〒515-8503 松阪市久保町1855-370

TEL：0598-29-2715

事業内容：電子血圧計、電子体温計等の健康機器・医療機器の製造

創立：昭和48年（1973年）12月

従業員数：165名 男女比率 5（男）：5（女）

ホームページ：<http://www.matsusaka.omron.co.jp>



オムロン松阪株式会社 行動計画（1回目）

1. 計画期間 平成17年7月1日から平成22年6月30日までの5年間
2. 内容（様式第1号より）

目標1 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入。

状況 法定の看護休暇以外に、子ども看護半日休暇6回を導入。
また、配偶者の出産の際の分娩看護休暇を5日以内で取得可能。

目標2 育児・看護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。

状況 社内のイントラネットを活用し情報を周知、共有。
また、諸制度の周知に労働組合も協力。チラシ等の配布を実施。

目標3 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施。

状況 現在、再雇用制度の導入を検討中。

目標4 所定外労働削減のための措置の実施。

状況 給与・賞与支給日、毎週水曜日にノー残業デーを実施。また、休日出勤時は原則代休で対応。

おすすめ

目標5 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進。

状況 2007年ベトナムに工場を建設したのを契機に、海外からのインターンシップに応募。
（京都大学プログラム）条件に合う人材を検索中。

クレハエラストマー株式会社

【基本情報】

所在地：〒514-0062 津市観音寺町255

TEL：059-226-4161

事業内容：製造業（ゴムシート、シート加工品、精密ゴム部品、
ゴム型物、ゴムライニング）

創立：昭和18年（1943年）7月

従業員数：300名 男女比率 9（男）：1（女）

ホームページ：<http://www.kurehae.co.jp>



クレハエラストマー株式会社 行動計画（1回目）

1. 計画期間 平成17年3月21日から平成22年3月20日までの5年間
2. 内 容 （様式第1号より）

目標1 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進。

状況 配偶者出産休暇2日、配偶者出産時休暇1日（配偶者の入院から退院までの間で取得）を導入。

目標2 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備。

状況 法律に沿った規則の整備済み。現在3名の女性が育児休業を取得中。育児休業期間中の代替要員について助成金を検討中。

目標3 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる短時間勤務制度などの措置の実施。

状況 小学校3年生まで短時間勤務制度を導入。
1時間を限度に始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げを実施。

目標4 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（その他）。

おすすめ

「保育所に子どもを預ける社員に考慮し、当該社員の参加する会議は必ず9:30～17:00の間に行う」

状況 実績としての届出はないが、各職場で配慮し、うまく運営している。
毎月第2水曜日にノー残業デーを実施。

おすすめ

今回の事例集にご協力いただきました各企業の「目標」の中から、これから策定する企業の参考になる特にユニークな取り組みや、明確な目標数字を明記した取り組み項目に、「おすすめ」のマークを付けさせていただきました。

株式会社セキデン

【基本情報】

所在地：〒514-1111 亀山市関町新所961-6

TEL：0595-96-1231

事業内容：自動車用を主とする各種ワイヤーハーネス（電線加工品）、ソレノイドコイルの製造販売

創立：昭和39年（1964年）4月

従業員数：252名 男女比率 4（男）：6（女）

ホームページ：<http://www.sekiden.co.jp>



株式会社セキデン 行動計画（1回目）

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1 平成18年3月までに、時間外労働時間を30%削減する。

おすすめ

対 策 平成17年7月から、時間外労働の事前申請制度を導入し、毎日の作業効率を考えさせ、事後報告との開きがあれば職場懇談を行い、作業効率の改善に努める。毎月、前年同月との対比を実施し、職長等との懇談を行う。

状 況 計画通り目標を達成し、現在も時間外労働時間の削減に鋭意取り組んでいる。

目標2 男性が育児休業を取得できること周知させる。

対 策 平成17年7月から、就業規則の育児・介護休業規程を分離し、その規程の見直しを行う。その規程を従業員に説明するときに、併せて男性の育児休業取得についての説明を行う。

状 況 計画通り育児・介護休業規程の整備は完了済み。短期間であるが1名の男性育児休業の取得が実現。

目標3 女性の育児休業取得率を70%にする。

対 策 目標2と同様に育児休業取得等の説明を行い、職場復帰のための講習をその都度実施している。

状 況 目標はすでにクリア。現在2名の方が育児休業を取得中。また、復帰後の短時間労働については、小学校の就業前まで可能、最長2時間で調整。

目標4 地域の小中学校を対象にした工場見学及びインターンシップ（職場体験）を実施する。

対 策 これは既に実施されている部分もあり、今後3年間をかけて体験内容を充実させていく。

状 況 地域の小中学校を対象にした工場見学は、現在も実施中。地元の小学校から感謝状を贈られる。インターンシップについてはマッチングに至らず、今後も推進していく。

社会福祉法人名張厚生協会

【基本情報】

所在地：〒518-0721 名張市朝日町1357-1 TEL：0595-63-0375
 事業内容：名張特別養護老人ホーム、名張市養護老人ホームみさと園、名張養護学園、コウセイ訪問介護サービス、コウセイ介護支援サービス、ショートステイ
 創立：昭和27年（1952年）5月
 従業員数：84名 男女比率 2（男）：8（女）
 ホームページ：<http://www.nabarikoseikyokai.jp>



社会福祉法人名張厚生協会 行動計画（1回目）

20～30歳代の女性従業員が多く、将来の生活設計を考える上で職業と家庭の両立に不安や疑問を持つ人へのバックアップのあり方を検討する。

1. 計画期間 2007年10月1日から2011年9月30日までの4年間
2. 内 容

目標1 妊娠中の人、子どもを育てている人が制度を利用しやすいよう全職員にパンフレットを配布する。

対 策 2007年10月～ 従業員の具体的なニーズ、不安、疑問を調査
 2008年3月～ 制度に関するパンフレットを作成し従業員に配布

状 況 計画通りパンフレットを作成し、制度の周知を行った。
 育児休業最長3年、配偶者出産休暇3日など。

目標2 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施。

対 策 2008年4月～ 年次有給休暇現状把握
 2009年4月～ 計画的な取得に向け管理者研修を行う
 2009年10月～ 全部署で公平に年次有給休暇が取れる取得計画策定
 2010年4月～ 取得計画に基づき半年間実施
 2010年10月～ 経過観察データ掌握

状 況 計画より早く勤務編成による有給休暇の計画的な付与を実施中。有給休暇取得者の格差を是正。また、有給休暇の繰越上限を60日に設定。

目標3 来客室に乳児オムツ交換ベッドを設置する。

対 策 2007年10月～ 来訪者にニーズの調査
 2008年9月～ 交換ベッド及び案内板設置

状 況 計画通り養護学園来客室に設置。来客者に好評。

おすすめ

株式会社三重電子計算センター

【基本情報】

所在地：津市桜橋2丁目177番地の3 TEL：059-225-1111
 事業内容：総合情報通信サービス企業として地方自治体の行政事務サービスを通じコンピューターに関する総合的なサービスを広範囲に展開
 創立：昭和42年（1967年）3月
 従業員数：290名 男女比率 6（男）：4（女）
 ホームページ：<http://www.mieden.co.jp/>



株式会社三重電子計算センター 行動計画（2回目）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に、小学生未満の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度を導入する。

対 策 平成20年4月～ 社内アンケートやヒアリングの実施等により、具体的なニーズの調査、制度に関する検討開始
 平成21年3月 育児に関連した諸制度・情報提供
 平成21年4月以降 対象者を小学生未満の子を持つ社員に順次拡大する

状 況 最大2時間まで時短可能。3歳未満の子を持つ社員の時短制度利用実績は4名、並行して運用中の「所定外労働の免除制度」と合わせて対象者の拡大を検討中。

目標2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

- ・男性社員…計画期間内に1人以上取得すること。
- ・女性社員…取得率を70%以上とする。

対 策 平成21年度～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした情報提供
 ・仕事と家庭の両立に役立つ社会的サポートを広報等
 ・育児に関する相談窓口の設置

状 況 短期ながら男性社員の育児休業取得を予定。女性社員については、過去に延べ30名が育児休業を取得、現在も5名が育児休業を取得中、計画の取得率70%以上を達成。仕事と家庭の両立に関する理解、協力が、社内的に推進されてきている。

目標3 育児休業後に社員が復帰しやすい職場環境の整備

おすすめ

対 策 平成22年1月～ 休業から復帰した社員及び育児休業中の社員を対象にしたアンケートやヒアリングの実施、制度に関する検討開始
 平成22年度～ 仕事と家庭を両立に対する会社の姿勢を社内へ周知

状 況 現在育児休業者に月2回、総務回覧を郵送。復帰前後に合計5回～8回程度上司との面談を実施している。また、在宅勤務等の制度導入を新たに検討中。

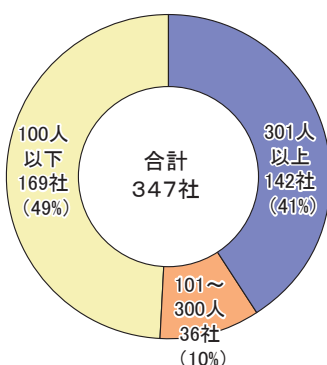
一般事業主行動計画策定届提出状況

1 策定届の提出数（平成21年12月末現在）

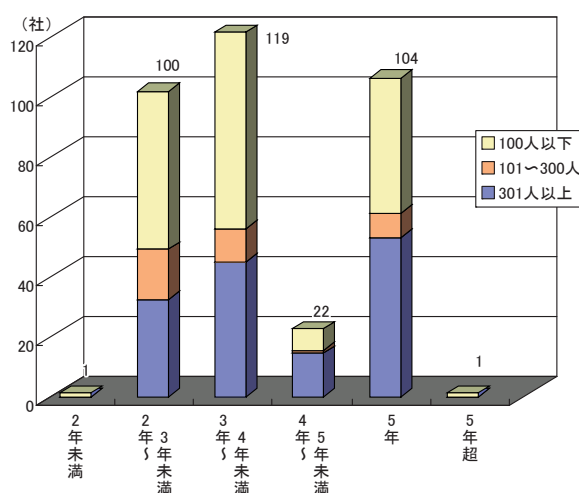
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画策定届（様式第一号）を三重労働局に提出している事業主は347社。うち、平成23年4月から義務化される101人以上事業主は36社。提出割合は10%と100人以下の事業主と比べると低調である。

また、計画期間別では、「3年以上4年未満」が最も多く、続いて「2年以上3年未満」、「5年」と続く。

策定届提出状況（規模別）



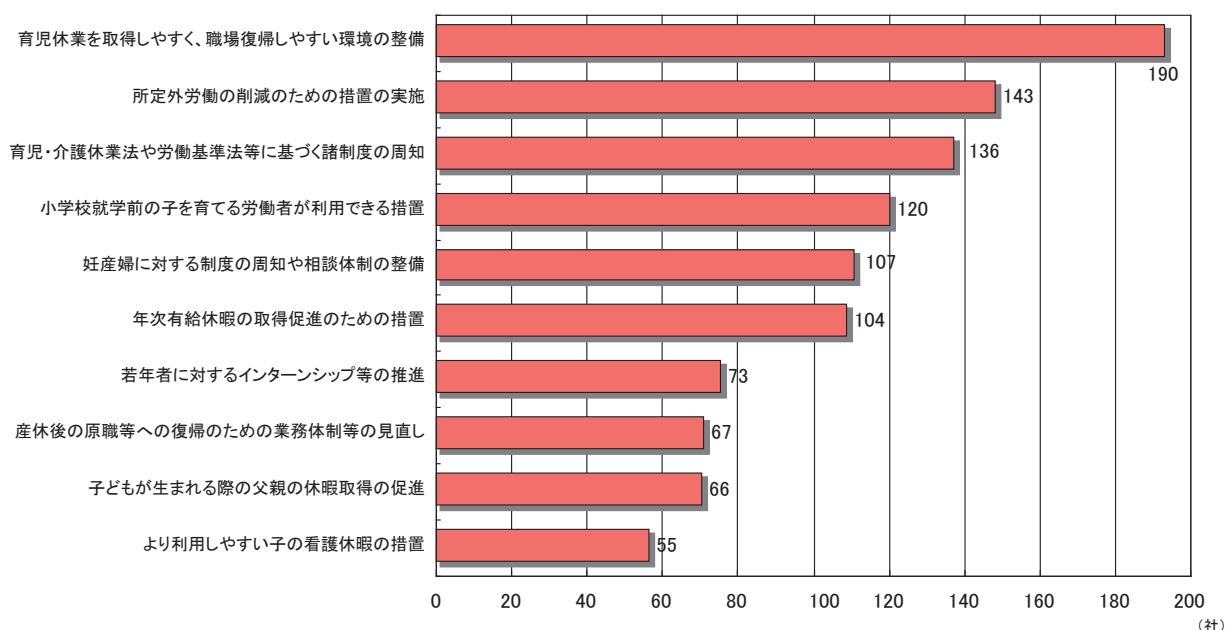
策定届提出状況（計画期間別）



2 目標とされている事項（平成21年9月末現在）

一般事業主行動計画の目標に掲げられた事項で、最も多いのは「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備」で、「所定外労働の削減のための措置の実施」、「育児・介護休業法や労働基準法等に基づく諸制度の周知」と続く。

目標とされている事項（上位10項目）



資料提供：三重労働局雇用均等室



三重県経営者協会

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 ☎ 059-228-3557・3679